

**合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等において、事業費に仕入税額控除の対象となる消費税額を含めていて、事業費の精算が過大**

1件 不当金額(支出) 300万円

1 交付金事業の概要

奈義町森林組合は、平成29、30両年度に、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等として、林業専用道の開設工事2件(これらに係る設計委託業務を含む。)を実施した。

交付金事業に係る事業主体が消費税の課税事業者である場合、その事業主体が交付金の交付対象の施設等を取得することなどは課税仕入れに該当するため、確定申告に際して交付金事業で取得するなどした施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合は、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱等によれば、事業主体及び都道府県は、実績報告書を提出するに当たって、交付申請の時点で明らかでなかった当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならないこととされている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

2 検査の結果

課税事業者である組合は、前記の開設工事2件を消費税を含めて事業費29年度1500万円、30年度2916万円を実施したとして、岡山県から29年度1500万円、30年度2890万円の交付金の交付を受けており、同県は、これに対して、林野庁から同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、組合は、29年度及び30年度の実績報告書を同県に提出した30年3月及び31年3月時点において、消費税額を含めた交付対象事業費が確定していて、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額が明らかとなっていたのに、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。そして、同県においても農林水産大臣への実績報告書の提出に当たって、組合からの実績報告書と同様に、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。

したがって、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額29年度111万円、30年度216万円を減額して適正な交付対象事業費を算定すると29年度1389万円、30年度2700万円となり、前記の交付金交付額との差額29年度110万円、30年度190万円、計300万円が過大に精算されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
林野庁	岡山県 奈義町森林組合 (事業主体)	合板・製材・ 集成材生産性 向上・品目転 換促進対策等 2事業	平成 29、30	円 4416万 (4416万)	円 4390万	円 327万 (327万)	円 300万